

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | |
|--------------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 平成25年4月15日 政策調整会議 |
| 開 催 日 時 | 平成25年4月15日(月) 午前 9時40分から 午前10時29分まで |
| 開 催 場 所 | 市長公室 |
| 出 席 者 | 星野審議監（秘書担当）、田中審議監（政策企画担当）、 小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村 健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、 池田水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、 田中生涯学習部長、内田監査委員事務局長、松本副審議 監（検査室長）、小野里副審議監（出納室長） （担当課） 議題 1 田中危機管理課長、佐藤同課長補佐、斎藤同課専門員兼 防災消防・防犯係長 議題 2 三田福祉部次長兼子育て支援課長、麦田同課主幹兼課長 補佐、玄順同課こども総務係長 （事務局） 村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策 企画係濱野主事、同室同係山崎主事 |
| 会 議 内 容 | 1 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例（案）について 2 朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例（案）につ いて |
| 会 議 資 料 | ・朝霞市空き家等の適正管理に関する条例（案） ・朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例（案） ・朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則（案） |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） |

| | | |
|---|---------------------------------|--|
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁 | |
| その他 必要事項 | | |
| 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等） | | |
| <p>【議題】</p> <p>1 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例（案）について</p> <p>【説明】 （担当課：田中）</p> <p>近年、長期間にわたって適正な維持管理がされないまま放置されている空き家が、その周辺地域の良好な生活環境を損なうとして問題になっている。</p> <p>具体的には、建物が管理不全のまま放置されていることによる景観の悪化、老朽化した建物の崩壊の危険性、不特定の者の侵入による放火、あるいは犯罪を行おうとする者の待機場所になる可能性、害虫の発生や雑草の繁茂といった環境衛生上の問題など、市民生活を営むうえでさまざまな事案が生じている。</p> <p>本市では、空き家に関する相談があった場合、建物の保全については建築基準法、敷地についてはあき地の環境保全に関する条例、土地建物への不法侵入については防犯推進条例など、既存の法令に照らし合わせ、所管課同士で連携を図りながら、所有者に対して建物の適正管理を促している。</p> <p>空き家周辺の良好な生活環境を確保するためには、所有者が適正な管理を行うべきであり、これを徹底するためには、一定のルールを明らかにした条例を制定する必要があると考えている。</p> <p>この条例により、空き家が管理不全になることを未然に防止し、市民の良好な生活環境の確保と、安全で安心なまちづくりを推進していこうとするものである。</p> <p>条例の概要として、第2条で、対象となる「空き家等」を建物その他の工作物と、その敷地とし、使用されることなく無人状態のものとした。</p> <p>また、管理不全の状態として、まず、1つ目では建物の保全に着目して、建物等が老朽化、自然災害により、倒壊、飛散し、生命、身体、財産に被害を及ぼすおそれがある状態、2つ目では防火・防犯に着目して、不特定の者が侵入でき、火災、犯罪が誘発されるおそれがある状態、3つ目では環境衛生に着目し、草木の著しい繁茂、害虫の著しい繁殖によ</p> | | |

り周辺の生活環境を阻害するおそれがある状態と規定している。

第4条では、所有者等は自身が所有又は管理する空き家を、管理不全な状態にならないように管理する責任があることを規定している。

第6条では、市長の調査権限を規定し、また、職員には立入調査権限を持たせることを規定している。

第7条では、所有者に対する助言、指導について規定し、第8条では改善勧告を、第9条では改善命令について規定している。

第10条では、改善命令に従わない場合の措置として、氏名等の公表を行うことを規定している。

第11条では、空き家等が管理不全な状態になることを防止するとともに、その解消を図るための支援体制整備について規定している。これは、空き家の管理不全により問題が生じた場合、所有者への対応では、建築課、環境保全課、危機管理課が、相互に連携を図りながら行ってきたので、条例施行後にあっても、この方式を継承することとして、関係各課を交えた庁内連絡会を設置して解決への道筋をつくっていかうと考えている。

なお、条例（案）の作成に際しては、本年2月12日から18日までの間、職員コメントを、また、3月2日から31日までの間、パブリックコメントを実施している。

【意見等】

（関根会計管理者）

他課との連携について詳しく教えていただきたい。

朝霞市あき地の環境保全に関する条例との棲み分けについて教えていただきたい。

他市の条例には、行政代執行の規定を設けている所がある。朝霞市あき地の環境保全に関する条例にも同規定が設けてある。本条例案に行政代執行の規定を定めなかった理由は何か。

（担当課：佐藤）

他課との連携について、具体的な内容については、庁内連絡会議を設けることを施行規則に定める予定である。案件ごとに協議しながら対応していきたいと考える。

朝霞市あき地の環境保全に関する条例は、建物のあるなしに関わらず土地に着目して、改善を図る趣旨になっている。本条例は、建物と言うより空き家に着目して、さらにその空き家の立地している土地の環境保全と含めて、改善を図る趣旨と考えている。

行政代執行については、管理不全の空き家を地域社会から取り除くことではなく、第4条に規定してある、所有者の責務を履行してもらうことを大前提としている。そのため、行政代執行は条例の中に規定していない。万が一、やむなく行政代執行をせざるを得ない状況が発生した場合は、法に基づき処理することが可能であると考えている。ただし、公益性がうたわれているため、案件により空き家を取り除くことが適正かどうか対応しなければ

ならない。

(佐藤市民環境部長)

規則案の話が出たが、資料としなくて良いのか。

(担当課：佐藤)

今回の会議資料として、添付する。

(安田福祉部長)

第3条の自主的解決との関係について、説明していただきたい。

(担当課：佐藤)

民事の裁判等に発展した場合に、この条例は裁判に影響を及ぼさないということである。

(池田水道部長)

条例に影響のある案件の件数は把握しているのか。

(担当課：佐藤)

現状であれば、防犯推進条例を準用するものが6件ある。建築基準法の趣旨に基づきながら指導するものが25件ある。あき地の環境保全に関する条例に基づき指導するものが0件である。これらを一本化して指導できるようにする。

(中村健康づくり部長)

施行日が10月1日となっているが、こだわりがあるのか。

(担当課：佐藤)

特に決まりはないが、一定期間の周知期間を含めて、平成25年10月1日とした。

(小林総務部長)

条例の制定にあたっては、建築関係、環境関係及び防犯関係の観点から制定することになった。自治体によって事情が異なるため、その地域に応じた条例が制定されてきた。朝霞市の場合は、防犯の切り口から危機管理課が所管することになった。ただし、条例の本来の目的は、住民が近隣の空き家に対して不安にさせないため、窓口を一本化して対応するものであるため、各担当課には協力をお願いしたい。行政代執行は、あくまでも極論であるため規定していない。

(田中審議監)

第11条の支援体制の整備の中で、「支援する体制を整備するものとする。」と規定しているが、具体的な支援体制は、どういうものを想定しているのか。

適正に管理する責任を負う所有者について把握することは、個人情報を取り扱うことになるため、どこまで市が関わっていくのか整理する必要がある。

(担当課：佐藤)

支援体制については、庁内連絡会議を設置して、危機管理課、課税課、地域づくり支援課、都市計画課、建築課などと協議を行うことを想定している。所有者が適正に管理するという、大原則があるので適正管理するための相談業務が主な内容であると考えている。

(田中審議監)

既存の制度をうまく活用して、支援体制を整備する必要がある。

【結果】

- ・規則（案）を添付のうえ、原案のとおり庁議に諮ることとする。

2 朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例（案）について

【説明】

（担当課：玄順）

まず、資料の訂正をお願いしたい。朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則案の第2条の中で「朝霞市朝志ヶ丘障害児放課後児童クラブ」の「朝志ヶ丘」を削除していただきたい。

この条例は新たに制定をするものである。提案理由は、障害のある児童に対し、放課後における保育の場を通じて自立性や集団性を養うことにより、障害児の福祉の向上を図ることを目的に、朝霞市障害児放課後児童クラブを設置するためである。

内容について説明する。本施設の名称は、「朝霞市障害児放課後児童クラブ」で、所在地は朝霞市朝志ヶ丘1丁目4番2号である。入所資格は、市内に住所を有し、県内にある特別支援学校の小学校部、中学校部、高等部、又は市内の小学校、中学校の特別支援学級に通学する児童及び生徒である。保育時間については、通常、学校の放課後から午後5時30分までとなり、学校の長期休暇中の保育時間は午前10時から午後5時までとなっている。休所日は日曜日、土曜日、祝日及び1月2日から3日までと12月29日から31日までとなっている。なお、土曜日については、学校行事等を考慮し、開室日を設けたいと考えている。保育料については、月額1万円としている。最後に、開所は、平成25年10月1日からと考えている。

【意見等】

（関根会計管理者）

既存の放課後児童クラブに施設に障害のある子は何人通っているのか。

ノーマライゼーションとの関係はどのように考えているのか。

（担当課：麦田）

既存の放課後児童クラブに通っている子は4月現在で17名である。

放課後児童クラブに子育て支援センターを併設する予定であり、そこでの交流があると考え。また、放課後児童クラブでは保育の場を通じて自立性や集団性を養うことにより、社会参画を促すという性格を持っているため、ノーマライゼーションにつながると考える。

（関根会計管理者）

現在、既存の施設に通っている子どもたちはどうなるのか。

（担当課：麦田）

既存の施設は、引き続き運営を行うため、施設が新しくできるからといって、全ての方が新たな施設に行かなければならないということではない。選択肢が増えると考えていただければ良い。

(小林総務部長)

施設の運営はどのように行われるのか。

この条例は、パブリックコメントを行わないのか。

(担当課：麦田)

運営について想定しているのは、市内の団体に委託をしたいと考えている。

パブリックコメントについては、現段階で行うことは想定していない。

(田中審議監)

入所資格の中で、普通学級に通っている障害児については対象になっていないが想定していないのか。

(担当課：麦田)

比較的障害の重い子を想定している。今後、施設を運営していくうえで色々な状況が考えられるため、「市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。」と規定し対応していく。

(田中審議監)

定員数を上回る場合は、選考を行なうのか。

(担当課：麦田)

今後、要綱を定める必要性があると考えており、その中で、選考についても定める必要性があると考えている。

(佐藤市民環境部長)

指導員の人員体制はどうなるのか。

(担当課：麦田)

既存の施設の子どもが減った場合は、それに伴い人員は削減される。臨時職員の派遣を利用しているため対応できる。

(担当課：三田)

途中で施設を変えることは、あまり考えられない。

(田中生涯学習部長)

重度の子どもを想定していると説明があったが、人数は少ないということで良いのか。

(担当課：麦田)

実際には、重度の方は、和光南養護学校などに通っており、市の既存の施設に通っている方が、新たな施設に入所することは、用意はしているがあまり想定していない。

(内田監査委員事務局長)

対象となる児童で把握している人数はどのくらいか。

既存の10施設でまだ余裕があるのかどうか。

保育が実施できる人数を規則の第2条第2項で定めているが実際の限度はどのくらいか。

(担当課：麦田)

市内で障害を持っている子どもは、学校に通っている、通っていないに関わらず217名いる。特別支援学級に通っているのが52名、和光特別支援学校に通っているのが18

名、和光南養護学校に通っている方が65名である。見込みではあるが、市内のNPO団体が運営している放課後児童クラブに14名、和光市にあるNPO団体が運営している放課後児童クラブに7名通っている。

受け入れられる人数としては20名を想定しているが、一人や二人の増員であれば、運営側と協議を行い判断していく。

クラブによって、定員に達していないところについては余裕がある。

(田中生涯学習部長)

面積基準はあるのか。

(担当課：麦田)

面積要件は、定められていないが5㎡/人である。

(柳原都市建設部長)

規則第4条の入所の制限について、児童クラブの管理運営上支障があると認められるときは、どのような時を想定しているのか。

規則案第9条の減免については、免除するという表現になっているが、減額という扱いもあるのか教えていただきたい。

(担当課：麦田)

保育時間や休所日などの設管条例を守れないようなことが想定される場合には、最初から断ることを想定している。

減免については、生活保護世帯は全額免除を想定しており、費用の一部免除は現在のところ具体的には想定していない。ただ、実際の運用において、減額すべき事由があれば、対応していきたいと考えている。

【結果】

- ・一部法制執務上の確認を行ったうえで、庁議に諮ることとする。